

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備します。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

- ①取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針として制定した「NEXCO西日本グループ行動憲章」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な業務執行にあたる。
- ②取締役は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。また、法令、定款等に違反するおそれのある事実を発見した場合は直ちに必要な措置を講じるものとし、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重する。
- ③取締役は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ④取締役は、社内外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図る。
- ⑤取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ⑥取締役は、監査役が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に記録し、保存及び管理するとともに適切な情報開示に努める。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ①当社は、中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する経営評価システムを用いて業績管理を行う。
- ②当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役の運営に関することを「取締役会規則」に定めるとともに、取締役会を四半期に1回開催するほか、必要の都度開催する。併せて、取締役会の機能強化と業務執行を効率的かつ迅速に行うため、全取締役、執行役員等をメンバーとする経営幹部会を月1回開催し、業務執行事項について審議するとともに、重要事項以外の業務執行方針

を決定する。なお、監査役は、これらの全ての会議に出席できるものとする。

③取締役は、その職務分担と権限・責任を明確にし、効率的な職務の執行を行う。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

①当社は、使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止などを図るため、経営リスク委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。

②当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外に匿名で相談・申告できる「コンプライアンス通報・相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

③当社は、監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図る。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

①安全・安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者のグループ企業として、事業活動全般の健全性の確保を図るため、経営リスク委員会を設置し、適切かつ継続的なリスク管理を行う。また、常に適切に運用されるよう継続的改善を図る。

②安全、品質、コンプライアンス、情報セキュリティ等に係るリスクについても、規程等の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配賦等を行うことにより、管理を行う。

③災害等の発生に備えて、危機管理体制を構築するとともに、マニュアルの整備や訓練等を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号)

①当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人は配置していないが、取締役会で協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

②補助すべき期間中は、指名された専任の使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則第100条第3項第3号)

①取締役及び使用人は、取締役会以外にも経営幹部会等の業務執行の重要な会議において、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について監査役に報告をする。

- ②取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況の他必要な重要事項を定期又は臨時に監査役に報告する。
- ③取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ①重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営幹部会に報告する。
- ②監査役と取締役との意見交換を定期的で開催するとともに、監査役が重要な会議への出席など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため必要な措置を求めた場合は、これを尊重する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を図る。

以 上

附 則

平成27年 6月 3日（取締役会決議）より施行する